



新型コロナワクチンに関するお知らせ

接種時間を1時間拡大しています

想定よりも多くの方から予約の申し込みがあったことを受け、15:15～15:30、15:30～15:45、15:45～16:00、16:00～16:15の時間帯にも接種ができます。すでに予約している場合でも変更ができます。コールセンター(☎0570-085-230)またはWEB予約システムから受け付けます。

64歳以下の方へ接種券を発送します

60～64歳の方は6月26日(土)に、16～59歳の方は6月29日(火)に接種券を発送します。封入物は、①接種券、②予診票(2枚)、③新型コロナワクチン接種についての説明書、④新型コロナワクチン接種のお知らせ の4点です。送付してから、ご自宅に届くまでに1週間程度かかる見込みです。中学生以下の方への送付時期は、現在調整中です。決まり次第、お知らせします。

詳しくは、広報しおがま7月号に折込の「コロナ対策情報」を確認ください。

ワクチン接種後も、感染予防対策の徹底をお願いします

1回目の接種後、2回目の接種後も、引き続き、感染予防対策の徹底をお願いします。 ワクチンを接種した方も接種していない方も、ともに社会生活を営んでいきます。「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。



問 新型コロナワクチン接種推進室 ☎022-355-4123



市民向け支援情報

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮世帯で、影響の長期化により緊急小口資金等の特例貸付(総合支援資金)などを利用できない世帯を対象に、就労による自立を図るため、支援金を支給します。

対 象 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯(※)で、①～③の要件を満たす世帯

①世帯収入(月額)が(1)と(2)の合計額を超えないこと

(1)市民税の均等割が非課税額となる収入額の12分の1

(2)生活保護の住宅扶助基準額

②資産が(1)の6倍以下であること(ただし100万円以下)

③公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行う方など

※総合支援資金の再貸付を限度額まで借り終わった、再貸付が不承認になったなどで、今後の貸付が利用できない世帯

支 給 額 単身世帯:月額6万円

2人世帯:月額8万円

3人以上世帯:月額10万円

支給期間 3カ月間

申請期間 7月1日(木)～8月31日(火)(9:00～17:00)

申請場所 健康福祉部生活福祉課(壱番館1階)

問い合わせ 相談は、下記にて受け付けています。

厚生労働省コールセンター

☎0120-46-8030(平日9:00～17:00)

問 生活福祉課総務係 ☎022-364-1131



市民向け支援情報

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給します。対象者によって申請方法が異なります。

対象者

- ①令和3年4月～令和4年3月のいずれかの月の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方
 - ②①のほか、対象児童(※)の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方
- ※令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障がいのある子どもは20歳未満。令和4年2月末までに生まれた新生児も対象。)

支給額 児童1人あたり5万円

申請・支給方法

- ①申請は不要です。給付金は児童手当振込指定口座、特別児童扶養手当振込指定口座に振り込みます。受給を辞退する方は届出が必要です。
- ②申請が必要です。原則、7月15日(木)から令和4年2月28日(月)まで、申請を受け付けます。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、子育て支援課(壱番館1階)に申請してください。審査後、指定された口座に振り込みます。

☎子育て支援課家庭支援係 ☎022-353-7797



事業者向け支援情報

「塩竈市雇用調整助成金申請支援助成金」の申請受付を開始します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者が、従業員の雇用を維持するために休業等を実施し、雇用調整助成金などの申請を社会保険労務士等に依頼した場合に、その費用を助成します。

対象 ①・②を満たす事業者

- ①市内に本社または主たる事業所を有する事業者(大企業、みなし大企業を除く)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による休業等を実施し、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金または産業雇用安定助成金の申請を社会保険労務士等に依頼している

対象経費 社会保険労務士等への依頼に要した費用の一切(顧問契約料を除く)

補助上限 1事業者あたり6万円(千円未満切り捨て)
※申請は1事業者1回限りとします

申請方法 申請書に必要書類を添付のうえ、郵送で提出ください。申請書は、市ホームページからダウンロードするほか、以下の施設(※)に設置しています。※市役所本庁舎1階、商工港湾課窓口(壱番館2階)、塩釜商工会議所

申請期間 6月30日(水)～令和4年2月28日(月)
(当日消印有効)

注意事項 令和2年4月1日以降の依頼に係る費用が助成の対象です。



新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請は、7月30日(金)まで

4月5日(月)午後9時～5月6日(木)午前5時、5月6日(木)午後9時～5月12日(水)午前5時の期間中、宮城県が行った営業時間短縮の要請に全面的に協力いただいた飲食店などに対し、協力金を支給します。



塩竈市地域経済応援給付金の申請は、8月13日(金)まで

売上高の減少により、国の持続化給付金を受給した市内の事業者の方へ、法人1事業者10万円、個人事業主1事業者5万円を支給します。



☎商工港湾課商工係 ☎022-364-1124